

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱第7条第4項の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会議名	平成30年度第2回高松市子ども・子育て支援会議
開催日時	平成31年1月11日(金) 13時30分～15時30分
開催場所	高松市本庁舎11階114会議室
議 題	(1)第2期高松市子ども・子育て支援推進計画策定に係る ニーズ調査について (2)高松市認定こども園の認定の要件に関する条例(仮称) の制定について
報 告	(1)幼児教育等の無償化について (2)新年度新規認可施設等について
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	—
出席委員	加野会長、山下副会長、天野委員、池畑委員、 鬼松委員、金倉委員、橘川委員、日下委員、合田委員、 下川委員、鈴木委員、中橋委員、西岡委員、野崎委員、 藤井委員、藤岡委員、三木委員 計17人
傍 聴 者	7人 (定員 10人)
担当課及び連絡先	子育て支援課子育て企画係 839-2354

審議経過及び審議結果
<p>会議を開会し、次の議題について協議し、下記の結果となった。</p> <p>(1) 第2期高松市子ども・子育て支援推進計画策定に係るニーズ調査について 第2期高松市子ども・子育て支援推進計画策定に係るニーズ調査について、 事務局から説明し、委員から次のとおり意見があった。</p> <p>(委員) 就学前児童用ニーズ調査の、16ページに記載されている育児休業取得について、以前に育児休業の取得日数についての項目を追加できないかとの質問に対し御対応いただいたと思われる。私どもは育児休業に関して、いくつかの企業と面談したことがあり、そういった機会に育児休業を取得している父親の現状を見ると、労働局から交付金が出るようだが、それでも1週間から10日程度の取得に留まっている方が多い。数か月にわたって取得する方は少ないことから、児童の年齢に合わせてアンケートの回答をすると、短期間の育児休業について回答しづらくなるように思う。父親に限らず、母親についても、子どもの年齢に合わせて記載するだけでなく、取得日数で記載する欄があると、特に父親が多いだろうと思われるが、短期間の育児休業をした方々の現状が出てきやすいのではないか。もし御検討いただけるのであればお願いしたい。</p> <p>(事務局) 短期間の育児休業についても、日数が分かるような表現に改めたい。</p> <p>(委員)</p>

審議経過及び審議結果

内容で是非取り入れていただきたい項目がある。最近小児科において、子どもにメディアが及ぼす影響が非常に注目されている。乳幼児がスマホを抱えて上手に操作をしているのを見ると、家庭でどのようなことになっているのかと心配してしまう。このことについての講演も非常に増えており、2月にも小児保健協会で開催されることとなっている。アンケート調査において、中高生用についてはしっかりとメディアについて質問で触れられており、使用時間についても問われているが、乳幼児と小学生についてもその質問を是非追加して欲しい。スマホやテレビの一人視聴を長時間行うのは、発達についても影響があるとされているので、検討していただきたい。

(事務局)

スペースの関係もあるため、検討させていただきたい。

(委員)

今回のニーズ調査とは直接関係はないが、仕事をしながら、発達がゆっくりしている児童の子育てをされている保護者の現状についてお話させていただきたい。高松市では病児保育が充実してきていて、大変ありがたく思っている。ただ、発達がゆっくりしている児童は、いつもと違う環境が苦手である。従って病気になる際に、病児保育を利用するのはなかなか難しいという現状がある。祖父母に預けるのも厳しいため、やはり、保護者が仕事を休めるような、職場からのサポートがあれば、子育てもしやすくなるのではないかと感じている。

(会長)

ニーズ調査について、実施までに少し時間もあるので、そういった項目を内容に反映できないか検討してみてもいいのではないかと思う。

(委員)

適切か不適切かは分からないが、保護者についての職種は聞く必要はないのだろうか、少し気になる。例えば就学前児童用のアンケートの問10について、土曜日と日曜日・祝日に、「定期的」な教育・保育の事業の利用希望はありますかと記載されているが、職種によってニーズは変わってくるように思う。

(事務局)

今回調査した内容を取りまとめて調査結果を出す中で、職種ごとにまとめるのは難しいと思われる。基本的には国の指針に基づいて調査していくことになり、そこまでの内容が求められていないことから、今回は職種についての問いは設けない方向で考えている。

(委員)

私どもが市政への要望事項を考える際に出た意見で、直接子育てとは違う分野の話となってしまうが、自治会に入ろうという取組みがされている一方で、就学前児童用アンケートの問41の情報の入手方法に関して、高松市が取り組んでいる様々な施策の情報をどう市民の方々へ伝えていくかの手段として、自治会やコミュニティがない。現実的に自治会から聞く機会がないということかも知れないが、そういった点についても少し意識して欲しい。

(事務局)

自治会の方から情報が直接入ってくる場合もあるが、なかなか広報紙以外の媒体からの広報はできていないのが現状である。よりよい情報伝達のあり方も含めて、今後検討してまいりたい。

(委員)

アンケート調査は就学前児童用や小学生用など、いくつかのカテゴリに分かれており、質問が非常に多い。このアンケートが市からいきなり送られてきて、果たしてどれほどの方々が回答するのかというのが、率直な意見である。実際の回答率を見てみると、回収率はおよそ3分の2程度だったように思うが、今の時代にこの方法でのアンケートは、アナログではないだろうか。インターネットで顧客のニーズを汲み取ることは、企業においてよく用いられている手法である。ア

審議経過及び審議結果

アンケートは継続性が必要であるため、いきなりアンケートの取り方を変えるのは難しいと思うが、同時並行的に、例えばこの調査票をインターネット上で公開し、回答したい方はどうぞというような施策をこの時期から始めてみてもいいのではないかと思う。たまたまアンケートが送られてきた人だけが回答し、それ以外の方は知らないうちに話が終わってしまっているのではなく、情報公開をしても構わないのであれば、質問自体はオープンにして回答したい人が回答するようにし、オープンで回答をした方と紙面で回答した方との回答にどれほどの乖離があるのか、数の違いなど、その辺りをきちんと踏まえた上でもう少し客観的なデータを収集していく努力が、今後は求められるのではないか。また、マイナンバーを記入してもらおう等の対応をすれば、対象者として適切か否かを市側で確認することも可能ではないか。

(事務局)

今回のアンケート調査は、対象者を絞っているため、誰でも回答してもらうことは難しい。一般的に市民の方がどう思っているかなどは参考になるかも知れないが、住民基本台帳から抽出し郵送する関係から、現時点では困難である。

(委員)

匿名のアンケートは当然、どのような人が、どのような回答をするかという回答の担保ができないので、なかなか難しいかと思われるが、例えば住基カードの番号を自ら公開し、子育て支援事業の該当者である旨等を本人から情報公開される場合なら、回答することも可能ではないだろうか。

(事務局)

そういった方法の検討自体を行っていないこと、またマイナンバーの使用は法律で制限されていることから、今の時点でお答えするのは難しい。今回のアンケート調査の結果や回答率等を見ながら、今後の様々な調査の方向について検討してまいりたい。

(会長)

現状、この形で制度設計されているので、今回はこのまま進めてはどうか。アンケート調査の回答は、サンプリングをどう行うかによって結果はかなり変わってくるため、サンプリングを厳密に行う。インターネットでの回答となると、インターネットに対応できる方と、できない方とで違いが出てしまうし、回答自体ができない場合もある。ただ、確かにインターネットでの回答は速く行えること、経費が非常に節約できること等のメリットもある。今後の課題とさせていただく。

(委員)

就学前児童用アンケートと小学生用アンケートの、児童虐待についての項目についてお聞きしたい。虐待というものを知っているか、また虐待の種類を知っているかという形で、概要を第三者的に質問している。この二つのアンケートは保護者が記入するため、少し書きづらくなってしまおうと思うが、自分の行為を虐待と感じたことはあるかというように、認識的なものを質問として加える方法はないのだろうか。中学生用アンケートと、高校生用アンケートは、虐待に関する項目がオレンジリボンを知っているかというものに留まっている。この場合、本人が記入するし、無記名であるので、例えば親からの行為を虐待と感じたことがあるか、虐待を受けたことはあるか等を聞くことは難しいのだろうか。

(事務局)

自分の行為を虐待と感じたことがあるかどうかという質問は、就学前児童用アンケートの21ページ「問40」の中で、10番目に選択肢として記載している。中学生・高校生用アンケートに関しては、虐待を受けたと感じたことはあるか等の質問は、他の項目を踏まえた全体のバランスも考慮し、検討させていただきたい。

(委員)

審議経過及び審議結果

用語の解説を別紙1と別紙2の2枚を添付するようだが、見落とす可能性があるので、例えば用語解説をする際、別紙1に書かれている項目が別紙2のどの部分に対応しているのかなど、見落としへの対応を十分にしていきたい。次に、らっこネットで詳しく近くの施設名を検索することもできるので、用語の定義の部分に「詳細はらっこネットを見てください」というような形で書き足すと、あくまでも目的はニーズ調査ではあるが、同時に事業の周知にも繋がると考えている。

- (2) 高松市認定こども園の認定の要件に関する条例（仮称）の制定について
高松市認定こども園の認定の要件に関する条例（仮称）の制定について、事務局から説明し、委員から次のとおり意見があった。

（会長）

中核市である高松市に権限が委譲され、これまでは県が取り組んでいたのと同様の基準で高松市も運用していくことと思うが、高松市独自の基準は設ける予定はないのだろうか。

（事務局）

権限移譲で、幼保連携型認定こども園についても県の基準と同様のものを適用していることから、高松市独自の上乘せ基準ではなく、基本的には県の基準どおりに規定していく。

（会長）

条例の名称は、特に変更は無くこのままなのだろうか。いつ頃正式に決まる予定なのか。

（事務局）

本日の支援会議の後に、条例であるので3月議会に議案として上程し、議決いただいてから、4月1日の施行を目指しているところである。現段階では、条例の名称は、現状のものから仮称を除いたものを想定しているが、議案を提出するまでは検討したい。

次の案件について報告し、下記の結果となった。

- (1) 幼児教育等の無償化について

幼児教育等の無償化について、事務局から報告し、委員から次のとおり意見があった。

（委員）

現在、主食費は保護者から徴収されているが、副食費はされていない。しかしながら、今後は徴収するようになるのであれば、保育料からその副食費を差し引くのか、上乘せになるのかが不明瞭である。もし上乘せになる場合、保護者からすれば負担増になるのではないかと、保育園としては大変懸念している。さらに、高松市は第2子からは保育料が無料であるのに、副食費を集めることになれば、その場合も保護者の負担が増すのではないかと。その辺りについて、高松市からはどのような配慮をしていただけるのか説明していただきたい。

（事務局）

現行制度では3歳から5歳児が保育所を利用している場合、主食費と副食費とを分けており、主食費を保護者は負担し、副食費については保育料の中に含まれているため、保育料として支払っている状況である。一方、幼稚園を利用する場

審議経過及び審議結果

合は、主食費と副食費ともに実費弁償となっており、授業料以外に実費を支払っている。今回、無償化の方針に併せて、国では幼保や小学校、医療施設においては実費徴収が基本となっており、保育所の副食費は保育料の中に含まれているので、無償化に伴い副食費についても無償となるのが本来であるが、副食費について実費を別途支払う方針となった。しかしながら、高松市としても副食費の実費徴収については、これまで通り保育料の中に副食費を含め、実費徴収をしないように全国市長会等を通じて国へ要望を提出していた。全国の保育団体からも、副食費の徴収については、保護者の負担が増えると多く意見が出ていたようだが、今回、国は副食費を無償化の対象とせず、実費徴収するとの方針を定めた。ただ、資料3-1の「2.対象者・対象範囲等」に記載されているように、副食費は徴収を基本とするが、低所得者世帯等の副食費については免除とし、免除対象者を拡充するとしている。国から示されているのは以上である。公定価格については、まだ国から方針が示されていないので、示され次第、対応していくため、今後も情報収集に努める。

(委員)

子ども・子育て支援センター等の施設でも、保護者から様々な質問や相談があがっているが、無償化に対しての窓口はどこになるのだろうか。

(事務局)

今回の国が行う幼児教育無償化については、非常に広範囲な部分とその対象施設としている。幼稚園から保育所、認定こども園から認可外施設まで及ぶことから、窓口を一本化するのは困難であり、すぐに具体的な質問に対し適格な受け答えはできないが、どこに聞けばいいかは答えられるので、こども園運営課かこども園総務課にお問い合わせいただければと思う。

また、コーディネーター事業や拠点事業などを通して、子育て支援に関して様々な情報を市民に提供していただいている。今回の無償化についても、非常に深く関係しているので、ある程度国からの方針の内容が固まり、高松市の事務の流れ等が決まった際には、子育てコーディネーターの方等にご説明をする機会を持ちたいと考えている。

(委員)

無償化の財源について伺いたい。保育に留まらず教育全般を無償化していくべきだと考えているが、公立の施設について、結局のところ高松市がその費用を負担しなければならない。2%の増税となるが、財源の裏付け部分が今ひとつ不明瞭である。もしその部分が分かるのであれば、この機会に教えていただきたい。

(事務局)

幼児教育無償化は、国が提唱した施策である。平成31年の国の予算が決定する前に、地方へも財政負担を求められることとなった。公立施設は全額地方負担となり、仮に国からの財政措置がなければ、公立施設から保育料が入ってこない部分は、全て市の負担となってしまうので、非常に危惧している。全国市長会でも国と様々な協議を、地方負担が生じないように国の閣議決定前まで行っていたが、結果的には公立施設は10割地方負担となった。しかしながら、市町村の減収分についての全額を国の交付金や地方交付税で補てんすることが決まるとともに、私立施設についても市町村は4分の1を負担しなければいけないが、地方の負担増分を国がみることが協議の末に決定した。それに基づくと、市町村では財政負担の増は生じないことになる。ただ高松市としては、国の方針が32年度以降も続くことを常に要望し、地方に財政負担を増大させないように、今後とも注視してまいりたい。

(2) 新年度新規認可施設等について

新年度新規認可施設等について、事務局から報告し、委員から次のとおり意見があった。

審議経過及び審議結果

(委員)

先般の報道で、放課後児童クラブについてこれまでガイドラインが平成27年に定められたが、地方自治体からの要望で、放課後児童クラブの担い手不足の解消のため、職員数や職員の資格要件の基準を緩和していく方向で決まるとされた。まだ具体的なことは決まっていないそうだが、受け皿の拡充は待機児童の解消につながるものの、質の確保や質の向上が手薄になるのでは困る。特に放課後児童クラブの国の要綱の中では、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を、制定することが努力義務とされている。香川県内でも、他の自治体では条例を定めているところもあるが、高松市はこども園の条例については県の要綱以上に丁寧に行われているものの、放課後児童クラブに関する条例は定められていない。先般も問い合わせをしたが、定める予定もないと聞いている。さらに、放課後における子どもの生活部分はとても大事なものであるにも関わらず、その部分をどのようにしていくのかを自治体任せにしている。自治体として、努力義務ではあっても条例も定めていないとなると、本当に高松市の放課後を過ごす子ども達の暮らしぶりは、どこまで保障されるのか分からない。条例を定める予定が今後あるのかを、もう一度伺いたい。

(事務局)

条例の制定については、高松市では社会福祉施設等の人員設備運営等の基準等に関する条例の中で、国の放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準をもって、高松市の基準とすることから、新たに放課後児童クラブに関する条例を制定することは考えていない。また、国の方から、職員の資格要件や職員の配置人数の要件を、これまでは従うべき基準として示されていたが、これが参酌基準に改められることになった。参酌基準になると、それぞれの自治体でクラブへの配置人数や支援員の資格要件を自由に決めることができるようになり、クラブで働く支援員の採用がしやすくなるという側面もある。ただ、一方で質の確保は非常に大事にしなければならない。現在のところ、高松市では国の基準をもって高松市の基準としていることから、これまで通りの基準で、質の確保に努めてまいりたい。今後、見直しを図る必要があれば、慎重に検討してまいりたい。

(委員)

放課後の児童の暮らしについて、話し合う機会がないように思う。条例を定める動きであったり、交流であったりは、保育や教育についてはそのような時間があったとしても、放課後児童クラブについてはとても少ないのが現状である。放課後に児童が過ごす時間がとても長くなっているのに加え、夏休みや冬休みなど長期の休みの間は一日に渡るので、その時間に関わる職員や、その場所で過ごす児童の環境はとても大事なのに、どのようになされているのかが、保護者も含めて話す機会がない。子ども・子育て支援会議においても、放課後児童クラブについて話をする時間はとても短い。そういう意味でも、もう一度いかに重要であるかを再確認するために、問題提起としてあえて発言させていただいた。

(事務局)

今後、放課後児童クラブについて話し合う機会を、どのようにして設けていくかを検討してまいりたい。

(委員)

現場の視点からいうと、放課後児童クラブの人員等の現行基準は相当高く、当局による監査もきちんと行われており、質の確保が図られている現状をお伝えしたい。確かに、人員確保は深刻な課題ではあるが、安全面も含め質の確保の観点から、基準緩和はすべきでないと考える。一方、補助金の少なさも運営者側にとって深刻な問題である。

(委員)

審議経過及び審議結果

地域子育て支援拠点事業について、働く親が増え、地域において親子でともに過ごす時間が少なくなっており、親に子育てをする力をつけてもらうという意味で、事業の重要性が増している。市では旧センター型、旧ひろば型と分けて担当が縦割りになっているので、今後、一本化を検討していただきたい。

その他、委員から特に意見はなく、以上をもって、本日の会議を終了することとした。

以 上